

ウィズ・ポストコロナ時代を見据えた 雇用対策パッケージ

令和2年12月
厚生労働省

ウィズ・ポストコロナ時代を見据えた雇用対策パッケージ

計2.5兆円

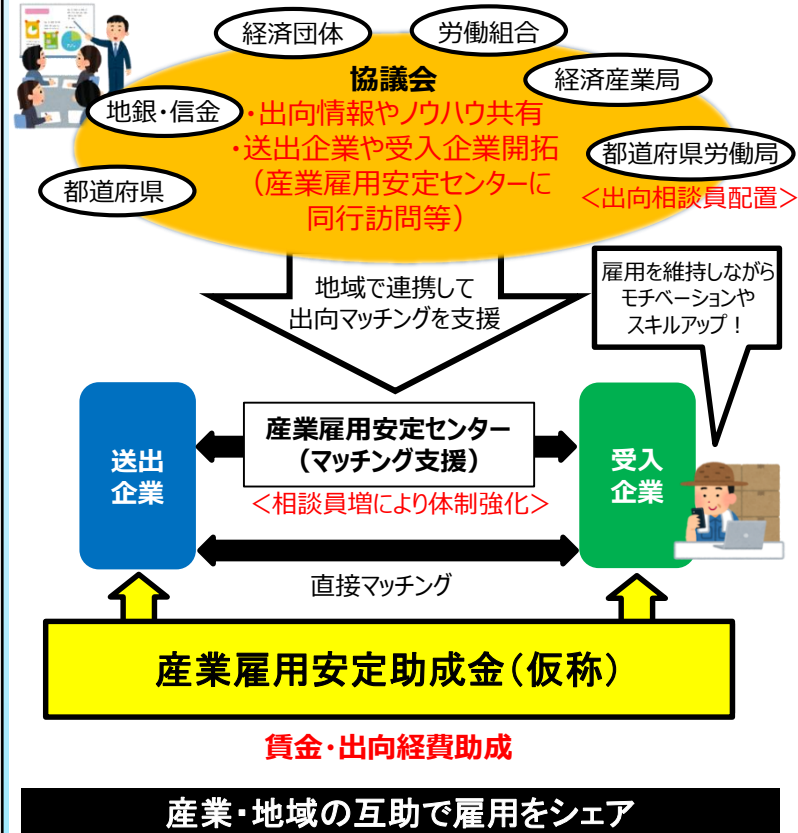
1.在籍型出向の活用による雇用維持等への支援0.1兆円

2.早期再就職等の支援 0.3兆円

- 「雇用シェア」(在籍型出向制度)支援の助成金の
新設、マッチング支援機能の強化<635億円>
- 他業種進出のために労働者に訓練を行う事業主の支援
<293億円の内数>

- 早期再就職のための離職者訓練の推進<1,089億円>
- 医療・介護・保育分野等の人材不足分野へのマッチング支援の強化<61億円>
- 離職者を早期に雇い入れた事業主や就職困難者を雇い入れる事業主、
一定期間試行雇用する事業主への助成金の活用<632億円>
- 業種・職種を越えた転換を伴う再就職等を促進する都道府県の取組等を支援
(地域活性化雇用創造プロジェクトの新コース創設等)<128億円>
- 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援<9億円>
- ハローワークにおける求人の確保と求人充足サービスの充実<73億円>
- ハローワークにおける非対面(非接触)サービスの充実などに向けた検討・試行実施<2億円>
- 求職者の特性に応じた支援の強化<1,326億円>

- [非正規雇用労働者・子育て中の女性・就職氷河期世代等]<536億円>
 - ・ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援体制の強化
 - ・子育て中の女性等に対する、マザーズハローワーク等における就職支援及び
仕事と家庭の両立ができる求人の確保、職業訓練の強化
 - ・就職氷河期世代支援プログラムに基づく就職支援の推進
 - ・早期再就職のための求職者支援訓練の推進
 - ・紹介予定派遣を通じた正社員化に取り組む派遣先事業主への助成対象の拡充 等
- [若者]<132億円>
 - ・若者(新卒者、既卒者等)への就職支援の強化
- [高齢者]<304億円>
 - ・ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援の拡充
 - ・70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備等を行う企業への支援
 - ・シルバー人材センターや自治体等との連携による地域の多様な就業機会の確保
- [障害者]<167億円>
 - ・中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化、障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進
 - ・精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化
- [外国人労働者]<102億円>
 - ・外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助、外国人求
職者に対する就職支援、外国人の多言語相談支援体制や情報発信の強化
 - ・外国人技能実習の実地検査や相談支援の適切な実施
- [生活困窮者]<86億円>
 - ・地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就職支援 等
 - ・生活困窮者等を雇い入れる事業主への助成



3.雇用調整助成金等による雇用維持の取組の支援 2.1兆円

- 雇用調整助成金の特例措置等は、現行措置を2月末まで延長の上、3月以降、段階的に縮減し、5~6月にリーマンショック時並みの特例とすることを基本の想定としつつ、感染状況や雇用情勢を踏まえ柔軟に対応する。

(注)予算額は、令和2年度三次補正予算及び令和3年度当初予算の合計(15か月予算)(重複排除しているため、各項目の合計は見出しの金額と一致しない)

「経済・産業政策」と「雇用政策・生活支援」

→ どちらか一方ではなく、相互に連携して対応していく

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）

2. 経済構造の転換・イノベーション等による生産性向上

（1）中小・小規模事業者の経営転換や企業の事業再構築等の支援

- ・最大1億円の事業再構築補助金の創設、資金繰り支援（実質無利子融資は民間は3月末、公庫等は来年前半まで実施。新たな事業再構築に向けた制度）、地域公共交通活性化・継続支援、企業の事業再構築等に向けた投資促進税制、合併・経営統合等を行う地域金融機関に対する資金交付制度

（2）イノベーションの促進

- ・10兆円の大学ファンドの創設【財投含む】（世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成の推進）、宇宙、海洋、AI、量子技術、ゲノム、バイオ、マテリアル等のイノベーション促進

（3）サプライチェーンの強靱化と国際競争力の向上

- ・サプライチェーン多元化補助金、対日投資促進など海外活力の取込み、世界に開かれた国際金融センター実現

3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

（1）地方への人の流れの促進など活力ある地方創り

- ・Go Toトラベルは来年6月末までを基本とし感染状況を踏まえ柔軟に対応、Go Toイート事業の食事券追加発行、観光拠点の改修支援
- ・新たな交付金の創設等テレワーク支援、地域企業経営人材マッチング促進、文化芸術・スポーツ活動への支援、都市インフラの整備

（2）成長分野への円滑な労働移動等の雇用対策パッケージ

- ・雇用調整助成金の特例措置の延長（来年2月末まで、その後の感染状況・雇用情勢を踏まえた段階的縮小）、出向元・出向先への新たな助成金の創設、働きながら学べる環境の整備、就労経験のない職業に就くことを希望する方への早期再就職支援等

（3）更なる輸出拡大を軸とした農林水産業の活性化

- ・2030年5兆円の実現に向けた輸出の更なる拡大に向けた生産基盤・輸出力の強化、感染症の影響を踏まえた経営継続支援

（4）家計の暮らしと民需の下支え

- ・緊急小口資金等の特例措置の来年3月までの延長、住居確保給付金支給期間の最長12か月までの延長（年度内の新規申請分）、ひとり親世帯臨時特別給付金の年内目途の再支給、雇用増や賃上げなど所得拡大促進税制措置*、住宅投資喚起策、不妊治療費用助成の大幅な拡充、就職氷河期世代への支援策

経済・産業政策

車の両輪となって、感染拡大防止と
社会経済活動の両立を目指す

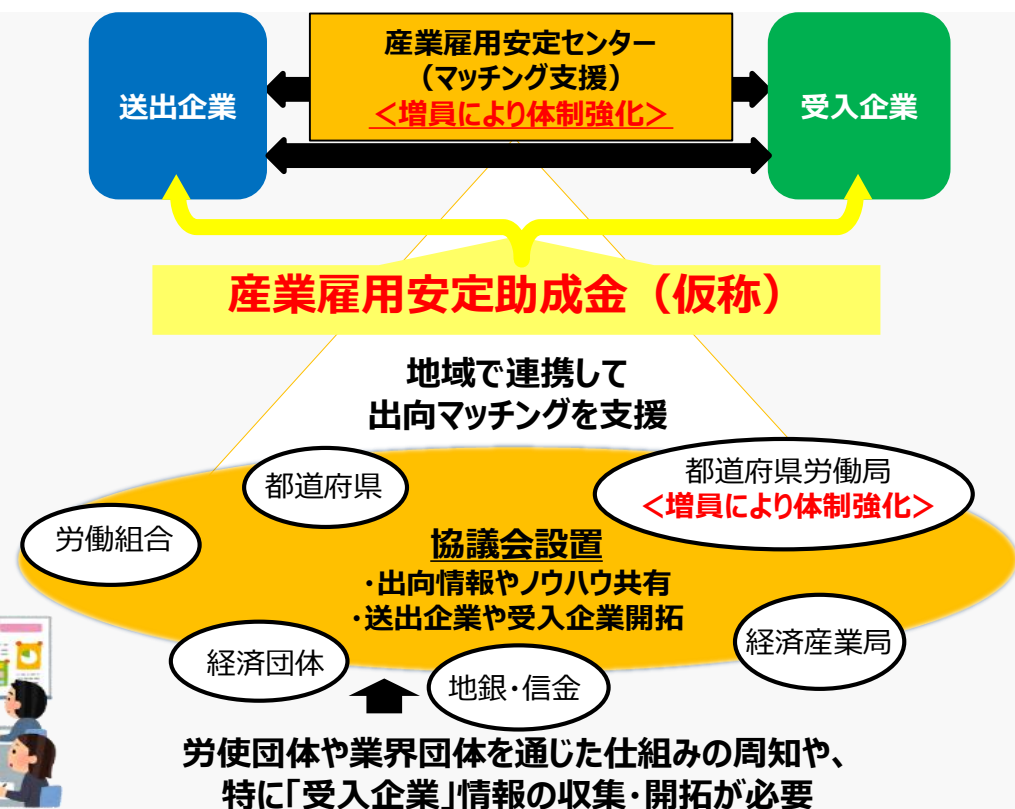
雇用政策・生活支援

在籍型出向の活用による雇用維持への支援

- **出向元及び出向先双方の企業に新たな助成制度を創設**するとともに、**産業雇用安定センターによるマッチング体制を強化**するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「**雇用シェア**」（在籍型出向）により雇用維持する取組みを**支援**する。

<対策のポイント>

1. 全国及び都道府県協議会の設置・運営等による**雇用シェアリングの情報連携や理解促進**
2. 自治体等が運営する**マッチングサイト**や労使団体・業界団体等が保有する**出向に関する情報と産業雇用安定センターが連携したマッチング支援体制の強化**
3. 在籍型出向を支援するため、出向元・出向先双方に対する**助成金の創設**による企業への**インセンティブの付与**



産業雇用安定助成金（仮称）の創設

■ 概要

コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、一定期間の助成を行う。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主とが共同事業主として支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主が行う。）。

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費等それぞれが負担する出向中に要する経費の一部を助成する。

	中小企業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇等を行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇等を行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額	12,000円／日	

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際して出向元であらかじめ行う教育訓練及び出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等それぞれが出向を行うために要する初期経費を助成する。

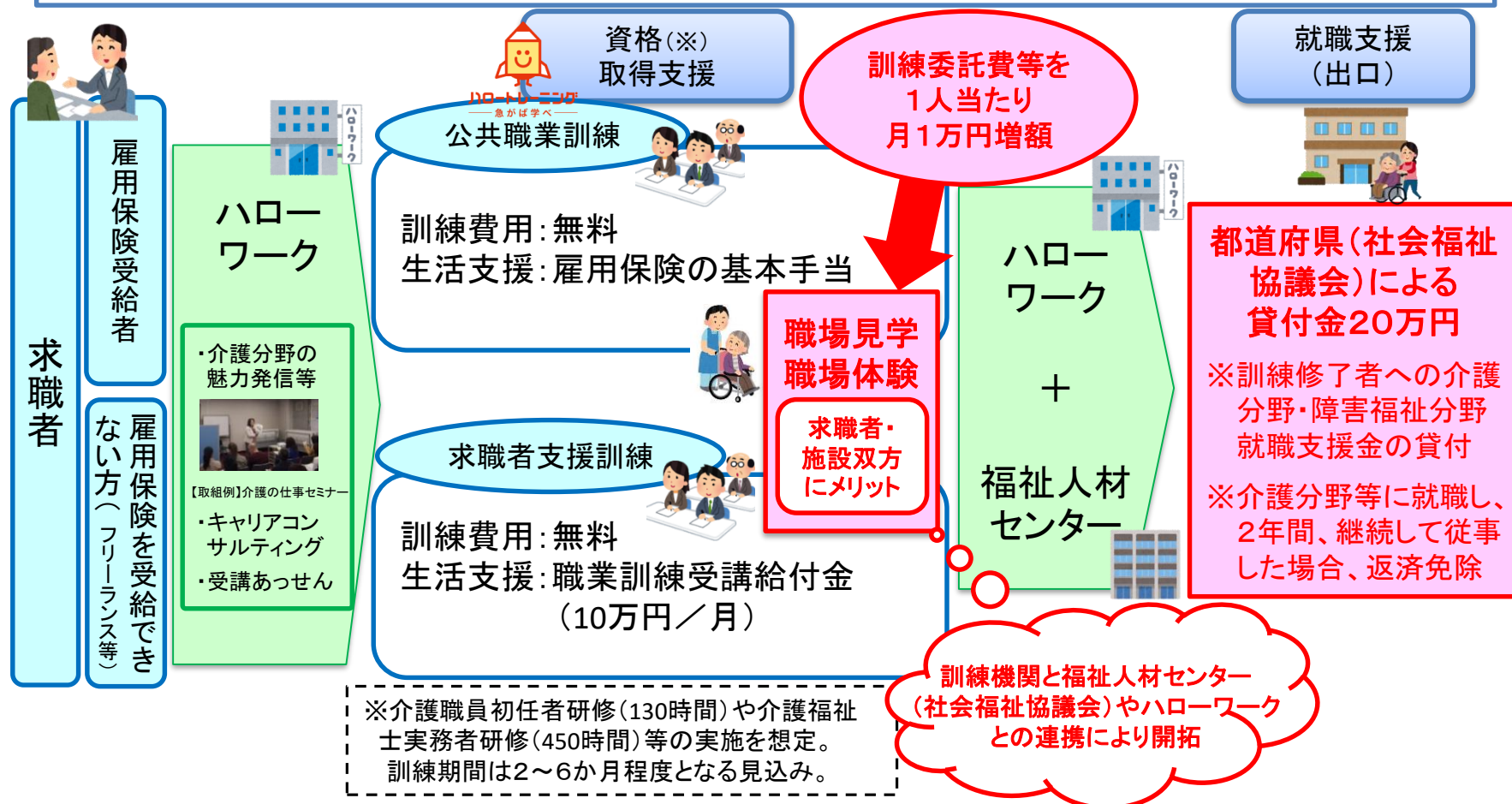
	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10 万円（定額）	
加算額（※）	各 5 万円（定額）	

（※）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ

新型コロナウイルスの影響による離職者の再就職や、介護・障害福祉分野における人材確保を支援するため、

- ・ ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援
- ・ 介護・障害福祉分野向け訓練枠の拡充、訓練への職場見学・職場体験の組み込み、訓練委託費等の上乗せ
- ・ 都道府県社会福祉協議会による介護分野、障害福祉分野に就職した訓練修了者への貸付金制度の創設等を実施する。



コロナによる離職者を試行雇用する事業主への助成

■ 概要

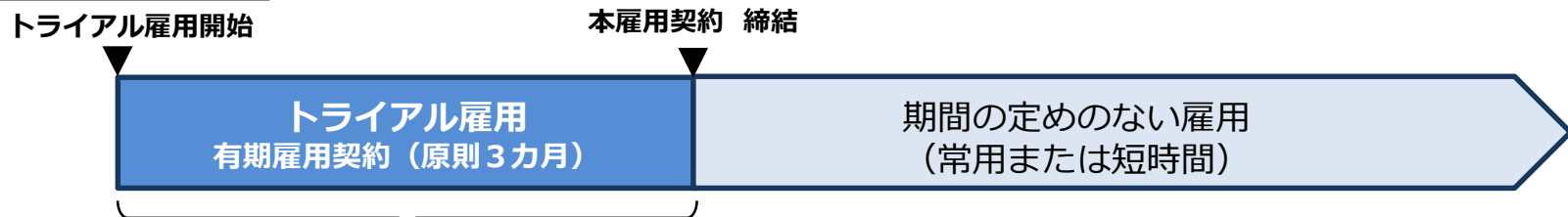
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者であって、離職期間が3か月を超え、**就労経験のない職業に就くことを希望する者の早期再就職支援を図るため**、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、**試行雇用期間中の賃金の一部を助成**する。

⇒ 労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援。

■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
令和2年1月24日(※)以降に離職した者であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者 (※)雇用調整助成金による特例措置の適用開始日	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上～30H未満	月額2.5万円

■ 助成のイメージ



<参考：現行のトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）>

○職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者※について、**常用雇用への移行を目的**に、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、月額4万円助成。（30時間未満は助成対象としない）

※2年以内に2回以上離転職を繰り返している者、離職している期間が1年超の者、育児等で離職し安定した職業に就いていない期間が1年超の者、フリーターやニート等で55歳未満の者、特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）

地域活性化雇用創造プロジェクト

事業目的

産業政策と一体となり雇用形態の転換や労働条件の改善等により良質で安定的な雇用機会を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた地域雇用を再生することで、雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性向上・経済的基盤の強化を図る。

事業概要

- 都道府県（※）が地域の協議会の了承を得て提案する事業から、コンテスト方式により正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選抜
※地域雇用活性化コースについては、原則、正社員有効求人倍率が1.0倍未満の都道府県が対象。就職氷河期世代対象の事業を実施する場合のみ1倍以上の都道府県も提案可
- 実施期間は最大3年間、事業費上限は2.5億円。国は都道府県に対し、経費の8割を補助
ただし、新型コロナウイルス感染症対策の特例として、地域雇用再生コースについては経費の9割（ア. 事業推進・基盤整備メニューは8割）を補助

地域雇用活性化コース：補助率 8/10

- 都道府県が戦略的産業分野として位置づけている業種を指定
（例：農業、建設業、ヘルスケア産業、IT産業、航空・宇宙関連産業 等）

ア. 事業推進・基盤整備メニュー（両コース共通）

協議会の設置・運営、事業所・求職者等への情報発信、フォローアップ調査の実施等の事業運営、体制整備に係る取組を支援

イ. 事業主向け雇用拡大・確保支援メニュー

事業主が安定的に雇用確保するための取組等を支援

（事業例）

- ・働き方改革など雇用管理改善に向けたコンサルティング
- ・研修やメンター制度の構築支援
- ・テレワークやオンライン会議の導入セミナー 等

就職氷河期世代向け支援（新規）

- ・受入環境整備の支援セミナー
- ・受入人材育成制度の構築支援
- ・職場定着のための伴走支援 等

ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

正社員就職・正社員への転換・職場定着のための取組等を支援

（事業例）

- ・就職支援窓口設置・就職情報提供
- ・合同企業説明会や面接会等のイベント開催
- ・基礎的スキル取得に向けた訓練
- ・職場体験実習 等

就職氷河期世代向け支援（新規）

- ・職業意識啓発セミナー
- ・関係機関と連携した就職準備
- ・自己分析や面接指導 等

地域雇用再生コース：補助率 9/10

（新規：令和3年度採択分までの時限措置）

- 都道府県が新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けた業種を指定
（例：観光・宿泊業、飲食業、製造業 等）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、ニーズの高い分野への転換や進出、多角化を目指す取組等を支援

（事業例）

- ・マーケティングを活用した市場ニーズの把握や経営戦略策定のためのコンサルティング
- ・従業員のスキル転換に必要な研修制度の構築支援
- ・若年層など経験の少ない従業員向けのスキルアップ・定着支援
- ・ICT活用による業務プロセスの抜本的見直しの専門家支援 等

業種転換やキャリアチェンジに効果のある取組等を実施

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等に対する、キャリアチェンジや専門的な人材育成を目指す取組等を支援

（事業例）

- ・実務体験や実践研修を交えた即戦力人材の育成
- ・大学・大学院等のリカレント教育を活用した専門的な資格取得支援
- ・有資格者によるキャリアコンサルティングや就職支援の実施
- ・ニーズに応じた求人開拓や個別企業面接会の実施 等

良質な正社員雇用の創出

業種間・職種間転換の促進

第三者委員会

- ・学識経験者
- ・使用者団体
- ・労働者団体

厚生労働省

- ④ 選抜補助
- ③ 応募

都道府県

- ⑤ 実施
- ① 設置・提案
- ② 了承

地域の関係者で構成する協議会

- | | |
|-------|------|
| 自治体 | 有識者 |
| 経済団体 | 労働局 |
| 労働者団体 | 金融機関 |
| 経産局 | NPO等 |

※本事業に参加する企業が施設整備と併せて支援対象者の雇い入れを行った場合、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に助成額を上乗せ。

キャリアアップ助成金（正社員化コース）における拡充について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する者の安定的な早期再就職支援を図るため、**紹介予定派遣を通じた派遣労働者の正社員化に取り組む派遣先事業主に対するキャリアアップ助成金の助成対象を拡充**し、派遣労働者の雇用 の安定を図る。（令和3年度までの時限措置）

キャリアアップ助成金における派遣労働者の直接雇用に係る対象労働者の要件

<現状の取扱い>

派遣労働者は、派遣先の事業所に直接雇用された場合、直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が6か月以上ある場合に支給対象となる。

ただし、紹介予定派遣については、支給対象事業主が実施した有期実習型訓練（正社員に転換することを目的に、OFF-JTとOJTを組み合わせる実施する職業訓練）を受講し、修了した場合に限り、上記期間が2か月以上～6か月未満でも支給対象としているところ。

拡充

対象労働者が**令和2年1月24日以降に離職した者**であって、**就労経験のない職業に就くことを希望する者である場合については、有期実習型訓練を受講した者ではなくても、**紹介予定派遣の後、派遣先の事業所に**正社員として直接雇用**された場合、直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が**2か月以上～6か月未満でも支給対象とする。**

【支給額（1人当たり）】

中小企業：85万5,000円
＜108万円＞

大企業：71万2,500円
＜90万円＞

※ <> は生産性の向上が認められる場合

◆ 非正規雇用労働者・女性等の円滑な就労に向けた支援

✓ 雇用情勢は厳しさがみられる

✓ 正規と比べ、非正規の減少が大きい(結果、女性への影響が大きい)

令和2年10月の雇用者数 ()内前年差
正規 3,535万人(+9万人)／非正規 2,111万人(▲85万人)
(うち女性非正規 1,438万人(▲53万人))

- 求職者のニーズに合った求人を開拓する
- 就労・定着に向け、丁寧なマッチング支援
- 早期再就職のための訓練の推進
- 積極的に雇用する事業主を支援する

求職者(非正規雇用労働者・女性等)

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた

